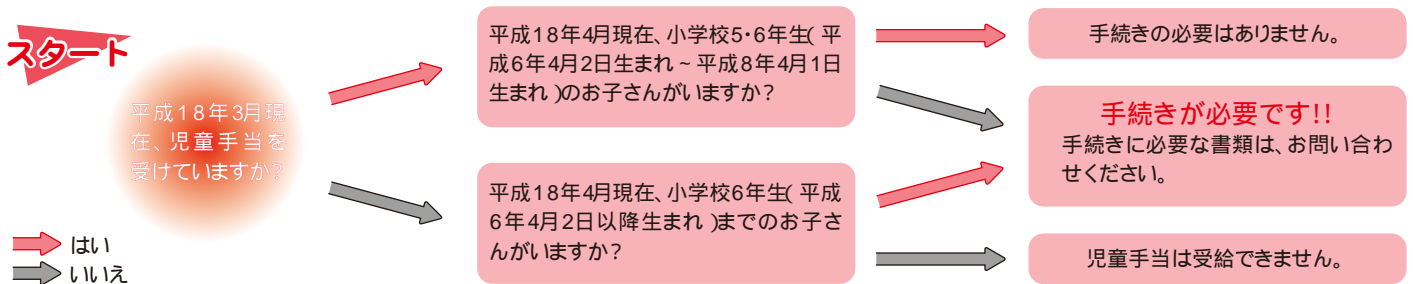


4月1日から児童手当制度が拡充されました

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられました!!

児童手当の手続きをチェックしましょう



9月30日までに申請してください

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者については、認定請求等の手続きが必要です。

9月30日までに申請すれば、4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給される対象となります。

ただし、所得制限により手当が支給されない場合があります。

公務員の場合は勤務先に申請してください。

申請・問合せ先

児童福祉課 (本)(内線366)

厚生課 (西)(内線18)

住民厚生課 (大)(内線41)

4月1日から児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が改定されました

手当額は毎年4月に物価スライドにより改定します。

平成18年4月1日から、下表のとおり手当の月額が変わりましたので確認してください。

児童扶養手当

区分	改定前	改定後
全部支給	41,880円	41,720円
一部支給	41,870円～9,880円	41,710円～9,850円

第2子5,000円、第3子以降1人につき3,000円加算することは、変更ありません。

特別児童扶養手当

区分	改定前	改定後
1級	50,900円	50,750円
2級	33,900円	33,800円

申請・問合せ先

児童福祉課 (本)(内線366)

厚生課 (西)(内線18)

住民厚生課 (大)(内線41)

**5月は
 固定資産税・都市計画税
 (全期・1期)
 の納期です**

市役所本・支所担当窓口、取扱金融機関および郵便局で納付してください。

次期より納税は便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

納期限については納付書で確認してください。

問合せ 税務課固定資産税係 (本)(内線257、258)

徴収係 (本)(内線259、260)